三⑵中第十八条を第十九条とし、第十七条の次に次の一条を加える。

（反社会的勢力の排除）

**第18条**　甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の事項を確約します。

一　自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下これらを総称して「反社会的勢力」といいます。）でないこと。

二　自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。）が反社会的勢力でないこと。

三　反社会的勢力に自己の名義を利用させ、一般媒介契約を締結するものでないこと。

四　一般媒介契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

イ　相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

ロ　偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2　一般媒介契約の有効期間内に、甲又は乙が次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、一般媒介契約を解除することができます。

一　前項第１号又は第２号の確約に反する申告をしたことが判明した場合

二　前項第３号の確約に反し契約をしたことが判明した場合

三　前項第４号の確約に反する行為をした場合

3　乙が前項の規定により一般媒介契約を解除したときは、甲に対して、約定報酬額に相当する金額（既に約定報酬の一部を受領している場合は、その額を除いた額とします。なお、この媒介に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を除きます。）を違約金として請求することができます。

**第二条**　標準媒介契約約款を次のように改める。

一⑴１備考＊４中「第15条の８」を「第15条の10」に改める。

一⑴中６を７とし、３から５を１つずつ繰り下げ、２の次に次のように加える。

３　建物状況調査を実施する者のあっせんの有無　（有・無）

一⑵中第十八条を第十九条とし、第六条から第十七条までを一条ずつ繰り下げ、第五条の次に次の一条を加える。

（建物状況調査を実施する者のあっせん）

**第６条**　乙は、この媒介契約において建物状況調査を実施する者のあっせんを行うこととした場合にあっては、甲に対して、建物状況調査を実施する者をあっせんしなければなりません。

二⑴⑴１備考＊４中「第15条の８」を「第15条の10」に改める。

二⑴中６を７とし、３から５を１つずつ繰り下げ、２の次に次のように加える。

３　建物状況調査を実施する者のあっせんの有無　（有・無）

二⑵中第十七条を第十八条とし、第六条から第十六条までを一条ずつ繰り下げ、第五条の次に次の一条を加える。

（建物状況調査を実施する者のあっせん）

**第６条**　乙は、この媒介契約において建物状況調査を実施する者のあっせんを行うこととした場合にあっては、甲に対して、建物状況調査を実施する者をあっせんしなければなりません。

三⑴中９を10とし、５から８を１つずつ繰り下げ、４の次に次のように加える。

５　建物状況調査を実施する者のあっせんの有無　（有・無）

三⑵中第十九条を第二十条とし、第七条から第十八条までを一条ずつ繰り下げ、第六条の次に次の一条を加える。

（建物状況調査を実施する者のあっせん）

**第７条**　乙は、この媒介契約において建物状況調査を実施する者のあっせんを行うこととした場合にあっては、甲に対して、建物状況調査を実施する者をあっせんしなければなりません。

**附　則**

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

**○東北地方整備局告示第九十五号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十八日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所

一般国道　十三号　湯沢市上院内字雄勝山三番四二から同市上院内字雄勝山三番四〇まで　東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年四月四日

**○関東地方整備局告示第八十二号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十八日　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年関東地方整備局告示第二百七号東京都市計画河川事業第五号石神井川

三　事業施行期間　自平成十六年五月二十四日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第八十三号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十八日　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年関東地方整備局告示第三百三十八号町田都市計画河川事業第三号鶴見川

三　事業施行期間　自平成二十二年八月三十一日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十二年関東地方整備局告示第三百三十八号の事業地のうち図師町を図師町字七号及び字八号に改める。

使用の部分　なし